

○財務省告示第二百五十二号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十三年度の初日から平成二十三年六月三十日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量を次のように告示する。

平成二十三年七月二十九日

財務大臣 野田 佳彦

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品の平成二十三年度の初日から平成二十三年六月三十日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別 表第一の六の項名	輸 入 数 量
一	〇トン
二	〇トン
三	一・一トン
四	六、一一七トン
五	九八トン

二〇	一九	一八	一七	一六	一五	一四の二	一四	一三	一二	一一	一〇	九	八	七	六
九〇トン	四八〇トン	三、七五〇トン	三〇、五二〇トン	二、九四七トン	三〇トン	一八〇、四四四トン	四一二、六八六トン	一、六四五、五五七トン	二三、〇〇七トン	七、六二七トン	八八九トン	一〇、一一六トン	一八・七トン	二〇・一トン	三トン

二九	一四五トン
二八	〇トン
二七	二、七八〇トン
二六	八二九トン
二五	〇トン
二四	一一トン
二三	六八〇トン
二三	二四二トン
二二	八、八四〇トン